

平成25年度

山武郡市広域水道企業団
水道事業会計経営健全化審査意見書

山武郡市広域水道企業団監査委員

山水監第10号

平成26年7月24日

山武郡市広域水道企業団
企業長 川島伸也様

山武郡市広域水道企業団

監査委員 野島暉通



山武郡市広域水道企業団

監査委員 森川忠



平成25年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計経営健全化
審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
審査に付された平成25年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計の
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について
審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成25年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期日

平成26年6月27日

第3 審査の方法

この経営健全化審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された、資金不足比率は次のとおりであり、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、平成25年度における流動負債の額123,384千円に対し、流動資産の額は5,815,169千円となり、資金不足比率を算定すべき資金不足は生じていないため、経営健全化基準の20%に照らして良好な状態にあると認められた。

(単位:%)

会計名	平成25年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0